

改正

昭和48年4月1日条例第11号

昭和49年7月1日条例第24号

昭和51年12月17日条例第49号

昭和52年4月1日条例第16号

昭和54年3月22日条例第2号

昭和54年9月22日条例第22号

昭和55年3月28日条例第14号

昭和57年9月22日条例第29号

昭和59年6月28日条例第31号

昭和61年3月29日条例第15号

昭和61年6月20日条例第24号

昭和62年9月24日条例第22号

昭和62年12月14日条例第27号

昭和63年3月28日条例第25号

昭和63年6月23日条例第32号

昭和63年12月12日条例第40号

平成元年3月28日条例第26号

平成元年12月20日条例第49号

平成2年3月27日条例第11号

平成2年6月20日条例第23号

平成2年9月18日条例第28号

平成2年12月13日条例第32号

平成3年3月22日条例第17号

平成3年7月1日条例第31号

平成3年12月11日条例第41号

平成4年3月27日条例第14号

平成4年6月29日条例第30号

平成 4 年12月15日 条例第38号
平成 5 年 3 月29日 条例第13号
平成 5 年 6 月22日 条例第23号
平成 5 年12月14日 条例第31号
平成 6 年 9 月19日 条例第32号
平成 6 年12月 9 日 条例第44号
平成 7 年 3 月 9 日 条例第 3 号
平成 8 年 3 月25日 条例第 4 号
平成 8 年12月16日 条例第35号
平成 9 年 3 月26日 条例第 3 号
平成 9 年 6 月25日 条例第25号
平成 9 年12月15日 条例第38号
平成 9 年12月15日 条例第39号
平成10年 3 月19日 条例第 4 号
平成10年 9 月24日 条例第34号
平成10年12月16日 条例第43号
平成11年 9 月22日 条例第27号
平成12年 3 月30日 条例第 3 号
平成12年 3 月30日 条例第18号
平成12年 6 月30日 条例第33号
平成12年 9 月26日 条例第38号
平成13年 3 月14日 条例第 2 号
平成13年 6 月22日 条例第29号
平成13年12月20日 条例第57号
平成14年 6 月21日 条例第34号
平成14年 9 月18日 条例第43号
平成15年 3 月26日 条例第19号
平成20年12月17日 条例第54号
平成21年 3 月31日 条例第23号
平成23年12月21日 条例第41号

平成24年12月26日条例第70号

平成26年7月2日条例第30号

平成27年7月6日条例第25号

平成30年3月30日条例第4号

令和元年7月1日条例第3号

奈良市改良住宅条例

(趣旨)

第1条 本市の改良住宅、改良住宅店舗作業場、店舗付改良住宅、小集落改良住宅及び小規模改良住宅（以下「改良住宅等」という。）並びに地区施設の設置及び管理については、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「法」という。）、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」（平成9年4月1日建設省住整発第46号）及び「改良住宅等管理要領」（昭和54年5月11日建設省住整発第6号）に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 本市に別表のとおり改良住宅等及び地区施設を設置する。

第3条 削除

(改良住宅店舗作業場等の使用資格者)

第4条 改良住宅店舗作業場及び店舗付改良住宅を使用できる者は、住宅地区改良事業の施行に伴って営業する場所を失い、営業を継続することができなくなつた者で営業の継続を希望している者でなければならない。

(準用等)

第5条 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条に定めるもののほか、改良住宅等を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第25条まで、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条、第32条第1項、第33条、第38条から第38条の5まで、第48条、第49条及び第51条の規定（改良住宅店舗作業場の管理については、市営住宅条例第17条（次条に規定する場合を除く。）、第18条、第22条、第23条、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定を除く。）を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第12条まで、第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）の規定は、法第18条、「小集落地区等改良

事業制度要綱等の廃止について」(平成14年3月29日国住整第1236号)による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」(昭和57年4月5日建設省住整発第26号)第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」第9又は前条の規定により改良住宅等に入居若しくは使用させるべき者が入居若しくは使用せず、又は居住若しくは使用しなくなった場合に限る。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中

「その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。

(イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。

(ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者であること。

(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」

とあるのは

「その者の収入が158,000円を超えないこと。 」

と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃(令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。)」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃(令第3条で定めるところに

より算出した額をいう。以下同じ。) (その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額)」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第17条第5項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃(その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額)」と、市営住宅条例第28条第1項及び第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃(その額が法定上限額(法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。))を超える場合にあつては法定上限額)」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項及び第2項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第8条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃(その額が法定上限額(法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。))を超える場合にあつては法定上限額)」とする。

3 前項の法定限度額は、改良住宅、改良住宅店舗作業場及び店舗付改良住宅にあつては法第29条第3項でその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)の規定による改正前の公営住宅法第12条第1項の規定による額、小集落改良住宅及び小規模改良住宅にあつては「改良住宅等管理要領」第4第1項の規定による額とする。

4 第2項の割増賃料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率を前項に規定する法定限度額に乗じた額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

| 入居者の収入 | 倍率 |
|---------------------------|-----|
| 158,000円を超え、191,000円以下の場合 | 0.5 |
| 191,000円を超える場合 | 0.8 |

5 前項に規定する収入については、公営住宅法施行令第1条第3号の定めるところによる。

6 第2項のほか、第1項の規定による市営住宅条例の規定の準用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

(改良住宅店舗作業場の家賃)

第5条の2 改良住宅店舗作業場の家賃は、毎年度、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第3条で定めるところにより算出した額をいう。)及び前条第3項に規定する法定限度額以下で、

公営住宅法施行令第2条の規定の例により算出した額とする。この場合において、公営住宅法施行令第2条第2項中「次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額」とあるのは「次の表の上欄中104,000円以下の場合の下欄に定める額」とする。

2 市営住宅条例第17条（第3項及び第5項を除く。）の規定は、前項の家賃について準用する。

（改良住宅店舗作業場の使用の承継）

第5条の3 改良住宅店舗作業場の使用者が死亡し、又は営業を継続することができなくなった場合において、その死亡時又は営業を継続することができなくなった時にその者ととも営業をしていた者は、市長の承認を受けて、引き続き、当該改良住宅店舗作業場を使用することができる。

2 市営住宅条例第13条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において特別の事情により必要であると認めるときは、この限りでない。

（1）当該承認を受けようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

（2）改良住宅店舗作業場が営業されていないとき。

（3）その他規則で定めるとき。

（その他）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和48年4月1日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月17日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月22日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年 9 月22日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月28日条例第14号）

この条例は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 9 月22日条例第29号）

この条例は、昭和57年10月15日から施行する。

附 則（昭和59年 6 月28日条例第31号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和61年 3 月29日条例第15号）

この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年 6 月20日条例第24号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和62年 9 月24日条例第22号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（昭和62年12月14日条例第27号）

改正

平成元年 3 月28日条例第26号

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市改良住宅条例（以下「改正後の条例」という。）別表の 1 の表の規定は、昭和63年 4 月以後の月分の家賃から適用し、同年 3 月分までの家賃については、なお従前の例による。

（昭和63年 4 月から平成 4 年 3 月までの月分の家賃の額の特例）

- 3 昭和63年 4 月から平成 4 年 3 月までの月分の改良住宅等の家賃の額については、改正後の条例別表の 1 の表及び前項の規定にかかわらず、次の表の 1 戸当たり家賃月額欄に定める区分に応じ、それぞれ同表のとおりとする。

| 名称 | 戸数 | 1 戸当たり家賃月額 | | | | 備考 |
|----|----|------------|------|--------|--------|----|
| | | 昭和63年 | 平成元年 | 平成 2 年 | 平成 3 年 | |
| | | | | | | |

| | | 4月から 平成元年 3月まで の月分 | 4月から 平成2年 3月まで の月分 | 4月から 平成3年 3月まで の月分 | 4月から 平成4年 3月まで の月分 | |
|--------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 西之阪地区改良 住宅 | 84 | 円 4,200 | 円 4,800 | 円 5,400 | 円 6,000 | 昭和46年度建設高層 耐火構造 |
| 西之阪地区改良 住宅 | 80 | 円 4,200 | 円 4,800 | 円 5,400 | 円 6,000 | 昭和47年度建設高層 耐火構造 |
| 西之阪地区改良 住宅店舗作業場 | 12 | 円 1,700 | 円 1,900 | 円 2,100 | 円 2,300 | 昭和47年度建設高層 耐火構造 |
| 西之阪地区改良 住宅 | 18 | 円 4,200 | 円 4,800 | 円 5,400 | 円 6,000 | 昭和50年度建設中層 耐火構造 |
| 横井地区改良住 宅 | 22 | 円 6,700 | 円 8,000 | 円 9,200 | 円 10,400 | 昭和50年度建設簡易 耐火構造2階建 |
| 横井地区改良住 宅 | 10 | 円 6,700 | 円 8,000 | 円 9,200 | 円 10,400 | 昭和51年度建設簡易 耐火構造2階建 |
| 横井地区改良住 宅 | 32 | 円 6,700 | 円 8,000 | 円 9,200 | 円 10,400 | 昭和52年度建設簡易 耐火構造2階建 |
| 西之阪地区改良 住宅 | 18 | 円 4,200 | 円 4,800 | 円 5,400 | 円 6,000 | 昭和51年度建設中層 耐火構造3階建 |
| 横井地区改良住 宅 | 34 | 円 6,700 | 円 8,000 | 円 9,200 | 円 10,400 | 昭和53年度建設簡易 耐火構造2階建 |
| 西之阪地区改良 住宅店舗作業場 | 9 | 円 1,800 | 円 2,000 | 円 2,200 | 円 2,300 | 昭和53年度・昭和54年 度建設耐火構造平家 建 |
| 横井地区店舗付 改良住宅 | 4 | 円 9,800 | 円 11,500 | 円 13,200 | 円 14,900 | 昭和56年度建設簡易 耐火構造2階建 |
| 横井地区改良住 | 16 | 円 6,700 | 円 8,000 | 円 9,200 | 円 10,400 | 昭和57年度建設簡易 |

| | | | | | | |
|-----------------|----|-------|--------|--------|--------|-------------------------|
| 宅 | | | | | | 耐火構造 2 階建 |
| 横井地区小集落 改良住宅 | 20 | 6,700 | 8,000 | 9,200 | 10,400 | 昭和57年度建設簡易 耐火構造 2 階建 |
| 横井地区小集落 改良住宅 | 6 | 6,700 | 8,000 | 9,200 | 10,400 | 昭和58年度建設簡易 耐火構造 2 階建 |
| 横井地区小集落 改良住宅 | 12 | 6,700 | 8,000 | 9,200 | 10,400 | 昭和60年度建設簡易 耐火構造 2 階建 |
| 横井地区店舗付 改良住宅 | 2 | 9,800 | 11,500 | 13,200 | 14,900 | 昭和61年度建設簡易 耐火構造 2 階建 |
| 横井地区小集落 改良住宅 | 8 | 6,700 | 8,000 | 9,200 | 10,400 | 昭和61年度建設簡易 耐火構造 2 階建 |

附 則（昭和63年 3 月28日 条例第25号）

改正

昭和63年12月12日 条例第40号

平成元年 3 月28日 条例第26号

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（家賃の額の特例）

- 2 この条例の施行の日に属する月から平成 4 年 3 月までの月分の古市地区小集落改良住宅（昭和 62 年度建設簡易耐火構造 2 階建）の 1 戸当たりの家賃月額を、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の 1 の表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） この条例の施行の日の属する月から平成元年 3 月までの月分 6,700円
- （2） 平成元年 4 月から平成 2 年 3 月までの月分 8,000円
- （3） 平成 2 年 4 月から平成 3 年 3 月までの月分 9,200円
- （4） 平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月までの月分 10,400円

附 則（昭和63年 6 月23日 条例第32号）

改正

平成元年 3 月28日 条例第26号

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(家賃の額の特例)

- 2 この条例の施行の日の属する月（以下「施行月」という。）から平成4年3月までの月分の次の表の名称の欄に掲げる改良住宅等の家賃の額については、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表にかかわらず、次の表の1戸当たり家賃月額欄に定める区分に応じ、それぞれ同表のとおりとする。

| 名称 | 戸数 | 1戸当たり家賃月額 | | | | 備考 |
|----------------|----|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| | | 施行月から平成元年3月までの月分 | 平成元年4月から平成2年3月までの月分 | 平成2年4月から平成3年3月までの月分 | 平成3年4月から平成4年3月までの月分 | |
| 西之阪地区改良住宅店舗作業場 | 1 | 円 2,200 | 円 2,400 | 円 2,600 | 円 2,800 | 昭和62年度建設簡易 耐火構造平家建 |
| 横井地区店舗付改良住宅 | 3 | 9,800 | 11,500 | 13,200 | 14,900 | 昭和62年度建設簡易 耐火構造2階建 |
| 横井地区改良住宅店舗作業場 | 1 | 4,500 | 5,300 | 6,100 | 6,900 | 昭和62年度建設簡易 耐火構造平家建 |
| 横井地区小集落改良住宅 | 16 | 6,700 | 8,000 | 9,200 | 10,400 | 昭和62年度建設簡易 耐火構造2階建 |

附 則（昭和63年12月12日条例第40号）

改正

平成元年3月28日条例第26号

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(家賃の額の特例)

- 2 この条例の施行の日の属する月から平成4年3月までの月分のこの条例により新設の古市地区

小集落改良住宅（昭和63年度建設簡易耐火構造2階建）の1戸当たりの家賃月額、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) この条例の施行の日の属する月から平成元年3月までの月分 6,700円

(2) 平成元年4月から平成2年3月までの月分 8,000円

(3) 平成2年4月から平成3年3月までの月分 9,200円

(4) 平成3年4月から平成4年3月までの月分 10,400円

(奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例（昭和63年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成元年3月28日条例第26号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月20日条例第49号）

(施行期日)

1 この条例中、第1条及び次項の規定は、公布の日から、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

(家賃の額の特例)

2 この条例の公布の日の属する月から平成4年3月までの月分の横井地区小集落改良住宅（昭和63年度建設簡易耐火構造2階建）の1戸当たりの家賃月額は、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) この条例の公布の日の属する月から平成2年3月までの月分 8,000円

(2) 平成2年4月から平成3年3月までの月分 9,200円

(3) 平成3年4月から平成4年3月までの月分 10,400円

附 則（平成2年3月27日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(家賃の額の特例)

2 この条例の施行の日の属する月から平成4年3月までの月分のこの条例により新設の古市地区

小集落改良住宅（平成元年度建設簡易耐火構造2階建）の1戸当たりの家賃月額は、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) この条例の施行の日の属する月から平成3年3月までの月分 9,200円

(2) 平成3年4月から平成4年3月までの月分 10,400円

附 則（平成2年6月20日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（家賃の額の特例）

2 この条例の施行の日の属する月（以下「施行月」という。）から平成4年3月までの月分のこの条例により新設の次の表の名称の欄に掲げる改良住宅等の家賃の額については、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表の規定にかかわらず、次の表の1戸当たり家賃月額の欄に定める区分に応じ、それぞれ同表のとおりとする。

| 名称 | 戸数 | 1戸当たり家賃月額 | | 備考 |
|----------------|----|------------------|---------------------|------------------|
| | | 施行月から平成3年3月までの月分 | 平成3年4月から平成4年3月までの月分 | |
| 古市地区小集落改良住宅 | 10 | 9,200円 | 10,400円 | 平成元年度建設簡易耐火構造2階建 |
| 西之阪地区改良住宅店舗作業場 | 1 | 2,200円 | 2,300円 | 平成元年度建設簡易耐火構造平家建 |

附 則（平成2年9月18日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（家賃の額の特例）

2 この条例の施行の日の属する月から平成4年3月までの月分のこの条例により新設の横井地区改良住宅（平成元年度建設簡易耐火構造2階建）及び横井地区小集落改良住宅（平成元年度建設簡易耐火構造2階建）の1戸当たりの家賃月額は、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

とする。

(1) この条例の施行の日の属する月から平成3年3月までの月分 9,200円

(2) 平成3年4月から平成4年3月までの月分 10,400円

附 則 (平成2年12月13日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(家賃の額の特例)

2 この条例の施行の日の属する月から平成4年3月までの月分のこの条例により新設の横井地区改良住宅(平成元年度建設簡易耐火構造2階建)及び横井地区改良住宅(平成2年度建設簡易耐火構造2階建)の1戸当たりの家賃月額は、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表の規定にかかわらず、10,400円とする。

附 則 (平成3年3月22日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(家賃の額の特例)

2 この条例の施行の日の属する月から平成4年3月までの月分のこの条例により新設の次の各号に掲げる改良住宅の1戸当たりの家賃月額は、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 横井地区改良住宅(平成2年度建設簡易耐火構造2階建) 10,400円

(2) 横井地区店舗付改良住宅(平成2年度建設簡易耐火構造2階建) 14,900円

附 則 (平成3年7月1日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(家賃の額の特例)

2 この条例の施行の日の属する月から平成4年3月までの月分のこの条例により新設の西之阪地区改良住宅店舗作業場(平成2年度建設簡易耐火構造平家建)の1戸当たりの家賃月額は、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表の規定にかかわらず、2,800円とする。

附 則 (平成3年12月11日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年2月1日から施行する。

(家賃の額の特例)

- 2 平成4年2月分及び同年3月分のこの条例により新設の横井地区小集落改良住宅（平成2年度建設簡易耐火構造2階建）の1戸当たりの家賃月額、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例別表の1の表の規定にかかわらず、10,400円とする。

附 則（平成4年3月27日条例第14号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成4年6月29日条例第30号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成4年12月15日条例第38号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成5年3月29日条例第13号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月22日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月14日条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表の1の表備考の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月19日条例第32号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成6年12月9日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月9日条例第3号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第4号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成8年5月1日から施行する。

附 則（平成8年12月16日条例第35号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成9年3月1日から施行する。

附 則（平成9年3月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 25 日 条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 12 月 15 日 条例第 38 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（奈良市改良住宅条例の一部改正に伴う経過措置）

- 10 この条例の公布の前日にこの条例による改正前の奈良市改良住宅条例の規定によってした請求、
手続その他の行為は、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成 9 年 12 月 15 日 条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 19 日 条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 24 日 条例第 34 号）

この条例は、平成 10 年 11 月 30 日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 16 日 条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 22 日 条例第 27 号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日 条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日 条例第 18 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 30 日 条例第 33 号）

この条例は、平成 12 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 26 日 条例第 38 号）

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 14 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成13年 6 月22日条例第29号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成13年12月20日条例第57号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成14年 6 月21日条例第34号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表の 1 の表古市地区小集落改良住宅の項の改正規定は、平成14年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 9 月18日条例第43号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

附 則（平成15年 3 月26日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成20年12月17日条例第54号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成21年 3 月31日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（奈良市改良住宅条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に本市の改良住宅、改良住宅店舗作業場、店舗付改良住宅、小集落改良住宅及び小規模改良住宅に入居している者に係る収入超過者に対する措置については、平成26年 3 月31日までの間は、第 2 条の規定による改正後の奈良市改良住宅条例第 5 条第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月21日条例第41号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項第 1 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第70号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月 2 日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 7 月 6 日条例第25号）

改正

平成30年 3 月30日条例第 4 号

令和元年 7 月 1 日条例第 3 号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改良住宅、改良住宅店舗作業場、店舗付改良住宅、小集落改良住宅及び小規模改良住宅（以下「改良住宅等」という。）の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件については、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 1 項において読み替えて準用する奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第 6 条第 1 項（同項第 2 号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。新条例第 5 条第 1 項において準用する市営住宅条例第 5 条に規定する事由がある場合において同日前に改良住宅等の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者が決定されることとなる場合における当該改良住宅等の入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件についても、同様とする。
- 3 新条例第 5 条第 1 項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第 3 項又は第28条第 1 項の規定による家賃の決定及び新条例第 5 条第 1 項において準用する市営住宅条例第38条の 4 の規定による駐車場の使用の決定に関し必要な手続その他の行為は、前 2 項の規定にかかわらず、平成28年 3 月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。
- 4 施行日において現に改良住宅等に入居又は使用している者の平成28年度から令和 6 年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第 5 条第 1 項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第 5 条の 2 第 1 項若しくは同条第 2 項において準用する市営住宅条例第17条第 7 項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市改良住宅条例（以下「旧条例」という。）第 3 条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第 5 条第 1 項において読み替えて準用する市営住宅条例第 17 条第 3 項、第 5 項若しくは第 7 項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第 5 条の 2 第 1

項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第7項の規定による家賃の額から旧条例第3条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第3条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。

| 年度の区分 | 負担調整率 |
|--------|-------|
| 平成28年度 | 0.1 |
| 平成29年度 | 0.2 |
| 平成30年度 | 0.3 |
| 令和元年度 | 0.4 |
| 令和2年度 | 0.5 |
| 令和3年度 | 0.6 |
| 令和4年度 | 0.7 |
| 令和5年度 | 0.8 |
| 令和6年度 | 0.9 |

5 施行日において現に改良住宅等に入居している者及びその者が死亡し、又は退去した場合において、新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第23条第1項の承認を受けて、引き続き、当該改良住宅等に居住している者に係る収入超過者に対する措置については、新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定は、適用しない。

6 施行日において現に改良住宅等に入居又は使用している者は、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第18条、「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」（平成14年3月29日国住整第1236号）による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」（昭和57年4月5日建設省住整

発第26号) 第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」(平成9年4月1日建設省住整発第46号) 第9又は新条例第4条の規定により改良住宅等に入居又は使用している者とみなす。

附 則 (平成30年3月30日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

1 改良住宅等

| 名称 | 位置 | 戸数 | 備考 |
|--------------------|----------|----|------------------------|
| 西之阪地区改良住宅 | 奈良市油阪町 | 84 | 昭和46年度建設高層耐火構造 |
| 西之阪地区改良住宅 | 奈良市西之阪町 | 80 | 昭和47年度建設高層耐火構造 |
| 西之阪地区改良住宅 店舗作業場 | 奈良市西之阪町 | 12 | 昭和47年度建設高層耐火構造 |
| 西之阪地区改良住宅 | 奈良市西之阪町 | 18 | 昭和50年度建設中層耐火構造 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 22 | 昭和50年度建設準耐火構造2階建 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 10 | 昭和51年度建設準耐火構造2階建 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井一丁目 | 32 | 昭和52年度建設準耐火構造2階建 |
| 西之阪地区改良住宅 | 奈良市西之阪町 | 18 | 昭和51年度建設中層耐火構造3階建 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井一丁目 | 34 | 昭和53年度建設準耐火構造2階建 |
| 西之阪地区改良住宅 店舗作業場 | 奈良市西之阪町 | 9 | 昭和53年度・昭和54年度建設耐火構造平家建 |
| 横井地区店舗付改良 住宅 | 奈良市横井二丁目 | 4 | 昭和56年度建設準耐火構造2階建 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 16 | 昭和57年度建設準耐火構造2階建 |
| 横井地区小集落改良 住宅 | 奈良市横井一丁目 | 20 | 昭和57年度建設準耐火構造2階建 |
| 横井地区小集落改良 住宅 | 奈良市横井一丁目 | 6 | 昭和58年度建設準耐火構造2階建 |

| | | | |
|--------------------|---------------------|----|-------------------|
| 横井地区小集落改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 12 | 昭和60年度建設準耐火構造 2階建 |
| 横井地区店舗付改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 2 | 昭和61年度建設準耐火構造 2階建 |
| 横井地区小集落改良住宅 | 奈良市横井一丁目 | 8 | 昭和61年度建設準耐火構造 2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 6 | 昭和62年度建設準耐火構造 2階建 |
| 西之阪地区改良住宅 店舗作業場 | 奈良市西之阪町 | 1 | 昭和62年度建設準耐火構造平家建 |
| 横井地区店舗付改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 3 | 昭和62年度建設準耐火構造 2階建 |
| 横井地区改良住宅 店舗作業場 | 奈良市横井二丁目 | 1 | 昭和62年度建設準耐火構造平家建 |
| 横井地区小集落改良住宅 | 奈良市横井二丁目及 び横井五丁目 | 16 | 昭和62年度建設準耐火構造 2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 6 | 昭和63年度建設準耐火構造 2階建 |
| 横井地区小集落改良住宅 | 奈良市横井五丁目 | 8 | 昭和63年度建設準耐火構造 2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 18 | 平成元年度建設準耐火構造 2階建 |
| 西之阪地区改良住宅 店舗作業場 | 奈良市西之阪町 | 1 | 平成元年度建設準耐火構造平家建 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 6 | 平成元年度建設準耐火構造 2階建 |
| 横井地区小集落改良住宅 | 奈良市横井一丁目 | 4 | 平成元年度建設準耐火構造 2階建 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 4 | 平成元年度建設準耐火構造 2階建 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 8 | 平成2年度建設準耐火構造 2階建 |

| | | | |
|--------------------|----------|----|------------------------|
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 3 | 平成2年度建設準耐火構造2階建 |
| 横井地区店舗付改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 1 | 平成2年度建設準耐火構造2階建 |
| 西之阪地区改良住宅 店舗作業場 | 奈良市西之阪町 | 1 | 平成2年度建設準耐火構造平家建 |
| 横井地区小集落改良住宅 | 奈良市横井二丁目 | 6 | 平成2年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 4 | 平成2年度建設準耐火構造2階建 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井五丁目 | 4 | 平成2年度建設準耐火構造2階建 |
| 西之阪地区改良住宅 店舗作業場 | 奈良市西之阪町 | 1 | 平成3年度建設準耐火構造平家建 |
| 横井地区改良住宅 | 奈良市横井五丁目 | 2 | 平成3年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 4 | 平成13年度建設準耐火構造2階建 |
| 畑中地区小規模改良住宅 | 奈良市畑中町 | 30 | 平成12年度・平成13年度建設耐火構造4階建 |
| 西之阪地区改良住宅 店舗作業場 | 奈良市西之阪町 | 2 | 平成13年度建設準耐火構造平家建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 8 | 平成4年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 28 | 平成5年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 28 | 平成6年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 8 | 平成7年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 6 | 平成8年度建設準耐火構造2階建 |

| | | | |
|-------------|--------|----|------------------|
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 14 | 平成9年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 2 | 平成10年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 4 | 平成11年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 6 | 平成12年度建設準耐火構造2階建 |
| 古市地区小集落改良住宅 | 奈良市古市町 | 6 | 平成13年度建設準耐火構造2階建 |

2 地区施設

| 名称 | 位置 |
|--------------|--------------|
| 西之阪地区改良住宅集会所 | 奈良市西之阪町 |
| 西之阪地区改良住宅駐車場 | 奈良市油阪町及び西之阪町 |
| 横井地区改良住宅集会所 | 奈良市横井二丁目 |
| 古市地区改良住宅集会所 | 奈良市古市町 |
| 畑中地区改良住宅集会所 | 奈良市畑中町 |
| 畑中地区改良住宅駐車場 | |